

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	農業委員会
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し
処 分 権 者	農業委員会
根 拠 規 定	農地法第 3 条の 2 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	農地法第 3 条の 2 第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 処分の根拠規定 (農地法第 3 条の 2 第 2 項) 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地法第 3 条第 3 項の規定によりした同条第 1 項の農地又は採草放牧地の権利移動の許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借権の解除をしないとき。</p> <p>(2) 農地法第 3 条の 2 第 1 項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p> <p>2. 農地法関係事務に係る処理基準について (平成 1 2 年 6 月 1 日付け 1 2 構改 B 4 0 4 号事務次官通知) 第 4 法第 3 条の 2 関係 法第 3 条の 2 の規定は、法第 3 条第 3 項の規定の適用を受けて同条第 1 項の許可を受けた者について、事後においても農地等の適正な利用の確保を確認することが重要であることから、設けられているところである。</p> <p>なお、法第 3 条の 2 第 1 項の勧告は、同条第 2 項第 2 号の許可取消の前置手続であることから、地域の営農状況等に著しい被害を与えていることを十分確認した上で行うこととし、勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは必ず法第 3 条第 3 項の規定の適用を受けてした同条第 1 項の許可を取り消さなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 法第 3 条の 2 第 2 項の事務処理基準 法第 3 条の 2 第 2 項各号に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。</p> <p>① 法第 3 条の 2 第 2 項第 1 号の「農地又は採草放牧地を適正に利用していない」とは、法第 4 条第 1 項又は法第 5 条第 1 項の規定に違反して使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地等を農地等以外のものにしてい</p>

	<p>場合、使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地を法第32条第1項第1号に該当するものになっている場合等をいう。</p> <p>② 法第4条第1項又は法第5条第1項の規定に違反して使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地等を農地等以外のものになっている場合には、違反を確認次第直ちに使用貸借による権利又は賃借権を設定した者に対し契約の解除を行う意思の確認を行い、契約の解除が行われない場合には、許可の取消しを行うものとする。この場合の手続については、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章の規定により行う。</p> <p>③ 使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地を法第32条第1項第1号に該当するものになっている場合には、その状態が確認された時点から速やかに、使用貸借による権利又は賃借権を設定した者に対し契約の解除を行う意思の確認を行い、契約の解除が行われない場合には、許可の取消しを行うものとする。この場合の手続については、行政手続法第3章の規定により行う。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	農業委員会
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	農地に対する措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	農地法第 44 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	農地法第 44 条第 1 項 農地法施行令第 34 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>市町村長は、農地法第 3 2 条第 1 項各号のいずれか該当する農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積、農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣若しくは草木の生息若しくは生育、地割れ又は土壌の汚染により、当該農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	農業委員会
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	農地又は採草放牧地の転用許可の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	農地法第 51 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	農地法第 51 条第 1 項 農地法施行令第 39 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 処分の根拠規定 (農地法第 51 条第 1 項)</p> <p>市町村長は、農地法施行令第 39 条で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者 (以下「違反転用者等」という。) に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、農地法第 4 条若しくは第 5 条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 農地法第 4 条第 1 項若しくは第 5 条第 1 項の規定に違反した者又はその一般承継人</p> <p>(2) 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負った者又はその工事その他の行為の下請人</p> <p>(4) 偽りその他不正の手段により、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可を受けた者</p> <p>2. 農地法関係事務に係る処理基準について (平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 404 号事務次官通知)</p> <p>第 14 法第 51 条関係</p> <p>1 法第 51 条第 1 項の規定による処分の基準</p> <p>(4) 処分に当たっての考慮事項</p> <p>都道府県知事は、法第 51 条第 1 項の規定による処分を行うに当たっては、違反転用事案の内容及び違反転用者等からの聴聞又は弁明の内容を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の現況、その土地の周辺における土地の利用の状況、違反転用により農地及び採草放牧地以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地及び採草放牧地以外のものになった後の転得者が詐偽その他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかど</p>

	うか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮して処分の内容を決定するものとする。
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 49 第 5 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日